

令和3年度に発生した都内公立学校における体罰の実態把握について

1 目的

都内公立学校における体罰の実態を把握し、事案に対して適切な対応を講ずることで、各学校で体罰の根絶に向けた取組を推進し、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようとする。

2 方法等

- (1) 対象期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- (2) 方法 ①児童・生徒、教員等からの日常的な情報提供
②質問紙の配布及び聞き取りによる実態把握（令和3年12月）
- (3) 規模 都内全公立学校 2,152校

3 体罰等の状況

(1) 体罰等が疑われるとの報告があった学校数

	元年度	2年度	3年度
学校数	308校	214校	201校

(2) 行為者数（延べ人数）

	元年度	2年度	3年度
体 罰	19人	7人	7人
不適切な行為	201人	139人	131人
指導の範囲内	155人	75人	74人
計	375人	221人	212人

※裏面の体罰分類基準参照

【体罰等の内容】

- 体罰の行為者7人は、すべて教員で、小学校3人、中学校4人
- 体罰を受けた児童・生徒は、7人
- 体罰が行われた場面は、授業等の教育活動中が6件、部活動中が1件
- 体罰が行われた場所は、教室3件、校庭1件、廊下・階段2件、その他が1件
- 体罰の原因は、態度が悪い3件、指示に従わない1件、意欲が求める水準に達しない1件、問題行動を止めるため2件
- 体罰に対する認識は、感情的になった3件、言葉で繰り返し言っても伝わらなかった3件、体罰と思っていなかった1件
- 傷害を負わせたり、悪質・危険な行為を行ったりした事案はない
- 不適切な行為の行為者は、小学校46人、中学校56人、高等学校25人、特別支援学校4人

- 体罰及び不適切な行為を行った者に対しては、処分・措置等を実施の上で、再発防止に向けた指導を徹底
 - 体罰等の状況を踏まえた区市町村教育委員会等による研修会等の実施
 - 指導の範囲内であっても、体罰等につながるような行為を行った者に対しては、指導方法の改善に向けた意識の啓発

4 体罰等の根絶に向けた取組

- 全公立学校が年度始めに体罰根絶の宣言を行い、ホームページ等で公表
- 全公立学校で、年2回の服務事故防止月間に、児童生徒理解を視点とした体罰防止に係る校内研修等を実施
- 全教職員が体罰防止セルフチェックを年2回実施
- 懲戒処分の発令時に配信される「ふくむニュースレター」等を活用した服務指導
- 体罰等により懲戒処分を受けた者に対し、再発防止の観点から、アンガーマネジメントを視点にした研修等を実施

5 児童・生徒の安全・安心な学校生活に向けた取組

- 体罰の具体例を示しながら、嫌なことや困ったことがあつたら、すぐに声をあげるよう校長講話等を実施
- 年間を通して、体罰等を含めた事案を相談することができるよう相談シートを配布
- 不安や悩みを相談できる窓口を紹介したリーフレット「一人で悩まず、相談しよう」を配布
- 体罰等を受けた児童・生徒に対する養護教諭及びスクールカウンセラー等によるケアの実施

体罰分類基準

分類	基準	
①体罰	<p>懲戒のうち、教員が、児童・生徒の身体に、直接的・間接的に、肉体的苦痛を与える行為 【例】たたく、殴る、蹴る、投げる、長時間にわたる正座・起立 (児童・生徒に指示して行わせた場合を含む。)</p>	
②不適切な行為	ア 不適切な指導	児童・生徒の身体に、肉体的負担を与える程度の、軽微な有形力の行使 【例】おでこを弾く(デコピン)、手をはたく(しつぺ)、小突く、胸倉をつかんで説教する
	イ 行き過ぎた指導	運動部活動やスポーツ指導等において、児童・生徒の現況に適合していない過剰な指導 【例】目的は誤っていないが、その指導内容・方法等が児童・生徒の発育・発達や心身の現況に適合していない指導、能力の限界を超えた危険な指導
	ウ 暴言等	教員が、児童・生徒に、恐怖感、侮辱感、人権侵害等の精神的苦痛を与える不適切な言動 【例】罵る、脅かす、威嚇する、人格(身体・能力・性格・風貌等)を否定する暴言、馬鹿にする、集中的に批判する
③指導の範囲内	<p>注意喚起や指導を浸透させるためにやむを得ず行われた児童・生徒の身体に、肉体的負担を与えない程度の、極軽微な有形力の行使 【例】居眠りしている生徒を気付く程度に肩をたたいて目を覚まさせる、肩に触れて教室外に連れて行く、注意を聞かない児童・生徒の身体を押させて、着席させる(社会通念上妥当な範囲に限る。)</p>	

■出典 体罰根絶に向けた総合的な対策 (平成25年9月12日 東京都教育委員会)
※参照 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例 (文部科学省)